



発 行 新 潟 県

第 58 号

平成27年 7 月28日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

46 新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則 (産業政策課)

告 示

- 1036 土地改良区の定款変更認可 (農地計画課)
- 1037 土地改良事業計画の適当決定 (農地計画課)
- 1038 基本測量の実施通知 (監理課)
- 1039 公共測量の実施通知 (監理課)
- 1040 公共測量の終了通知 (監理課)

規 則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第46号

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則（昭和43年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後								改 正 前																																																																																																							
<p>附 則 1～5 (略) 6 附則第4項に規定する貸付けに係る利率は、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、年0.65パーセントとする。</p>								<p>附 則 1～5 (略) 6 附則第4項に規定する貸付けに係る利率は、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、年0.75パーセントとする。</p>																																																																																																							
<p>別表第1（第3条、第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>貸付金の種類</th> <th>貸付対象者</th> <th>貸付対象施設</th> <th>利率(年利)</th> <th>償還期間(据置期間を含む。)</th> <th>据置期間</th> <th>貸付金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>0.65パーセント</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>0.65パーセント</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 の 2</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>0.65パーセント</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>0.65パーセント</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率(年利)	償還期間(据置期間を含む。)	据置期間	貸付金の額	1	(略)			0.65パーセント	(略)			(略)								2	(略)			0.65パーセント	(略)			2 の 2	(略)			0.65パーセント	(略)			3	(略)			0.65パーセント	(略)			<p>別表第1（第3条、第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>貸付金の種類</th> <th>貸付対象者</th> <th>貸付対象施設</th> <th>利率(年利)</th> <th>償還期間(据置期間を含む。)</th> <th>据置期間</th> <th>貸付金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>0.75パーセント</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>0.75パーセント</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 の 2</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>0.75パーセント</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>0.75パーセント</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率(年利)	償還期間(据置期間を含む。)	据置期間	貸付金の額	1	(略)			0.75パーセント	(略)			(略)								2	(略)			0.75パーセント	(略)			2 の 2	(略)			0.75パーセント	(略)			3	(略)			0.75パーセント	(略)		
番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率(年利)	償還期間(据置期間を含む。)	据置期間	貸付金の額																																																																																																								
1	(略)			0.65パーセント	(略)																																																																																																										
(略)																																																																																																															
2	(略)			0.65パーセント	(略)																																																																																																										
2 の 2	(略)			0.65パーセント	(略)																																																																																																										
3	(略)			0.65パーセント	(略)																																																																																																										
番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率(年利)	償還期間(据置期間を含む。)	据置期間	貸付金の額																																																																																																								
1	(略)			0.75パーセント	(略)																																																																																																										
(略)																																																																																																															
2	(略)			0.75パーセント	(略)																																																																																																										
2 の 2	(略)			0.75パーセント	(略)																																																																																																										
3	(略)			0.75パーセント	(略)																																																																																																										

		ト	
	(略)		
5	(略)	0.65パーセント	(略)
	(略)		
7	(略)	0.65パーセント	(略)
8	(略)	0.65パーセント	(略)
9	(略)	0.65パーセント	(略)
10	(略)	0.65パーセント	(略)
	(略)		
13	(略)	0.65パーセント	(略)
14	(略)	0.65パーセント	(略)

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 経営革新計画承認グループ事業 政令第2条第1項第1号イに掲げる事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。）第26条第1項の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

		ト	
	(略)		
5	(略)	0.75パーセント	(略)
	(略)		
7	(略)	0.75パーセント	(略)
8	(略)	0.75パーセント	(略)
9	(略)	0.75パーセント	(略)
10	(略)	0.75パーセント	(略)
	(略)		
13	(略)	0.75パーセント	(略)
14	(略)	0.75パーセント	(略)

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 経営革新計画承認グループ事業 政令第2条第1項第1号イに掲げる事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。）第26条第1項の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(2)～(11) (略)

(12) 商店街整備等支援事業 政令第2条第2項第2号に掲げる事業のうち、省令第37条第1号イに規定する商店街整備等支援計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画、同号ハに規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画又は同号ニに規定する商店街活性化支援事業計画に基づいて実施するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(13)・(14) (略)

別表第3 (第3条関係)

番号	要件
(略)	
15	別表第1備考第5号又は第9号に掲げる事業のうち中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。)第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第11項に規定する特定事業に係る中心市街地活性化法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は中心市街地活性化法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
16	別表第1備考第3号、第5号、第9号又は第10号に掲げる事業(同表備考第5号に掲げるものにあつては、特定中小企業団体の行うものに限る。)のうち中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る中心市街地活性化法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は中心市街地活性化法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施するものに係る貸付け
(略)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

(2)～(11) (略)

(12) 商店街整備等支援事業 政令第2条第2項第2号に掲げる事業のうち、省令第37条第1号イに規定する商店街整備等支援計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画、同号ハに規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同号ニに規定する商店街活性化支援事業計画に基づいて実施するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(13)・(14) (略)

別表第3 (第3条関係)

番号	要件
(略)	
15	別表第1備考第5号又は第9号に掲げる事業のうち中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。)第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第11項に規定する特定事業に係る中心市街地活性化法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
16	別表第1備考第3号、第5号、第9号又は第10号に掲げる事業(同表備考第5号に掲げるものにあつては、特定中小企業団体の行うものに限る。)のうち中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る中心市街地活性化法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施するものに係る貸付け
(略)	

- 2 この規則の施行の際、改正前の新潟県中小企業高度化資金等助成規則の規定に基づき現に貸し付けている貸付金については、なお従前の例による。

告 示

◎新潟県告示第1036号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の新津郷土地改良区の定款の変更を平成27年7月16日認可した。

平成27年7月28日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第1037号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成27年7月29日から平成27年8月25日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年7月28日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
柏崎市 柏崎土地改良区	東江2号	団体営農業用排水施設整備（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金「基盤整備促進」）事業	新規	土地改良事業計画書の写し 定款の写し	柏崎市役所	第48条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第1038号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年7月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 作業種類 基本測量（地理識別子整備業務）
- 作業期間 平成27年8月24日から平成27年12月2日まで
- 作業地域 燕市

◎新潟県告示第1039号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年7月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 作業種類 公共測量（2級水準測量）
- 作業期間 平成27年8月1日から平成28年2月29日まで
- 作業地域 新潟港（東港地区、西港地区）、新潟空港、新潟西海岸

◎新潟県告示第1040号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、上越市長から次のと

おり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年7月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、現地測量）
- 2 作業期間 平成27年5月27日から平成27年7月3日まで
- 3 作業地域 上越市大字夷浜